

福教大人事第1900号
令和2年3月23日

部局長 殿

国立大学法人福岡教育大学長
櫻井孝俊

国立大学法人福岡教育大学教職大学院実務家教員の
採用に関する取扱いについて（重要通知）

国立大学法人福岡教育大学教職大学院実務家教員選考規程第7条の規定に基づき、同規程第3条第1項に定める基準のほか実務家教員の採用については、下記のとおり取り扱うこととしますので、通知します。

なお、この重要通知により「国立大学法人福岡教育大学教職大学院実務家教員の採用に関する取扱いについて（重要通知）（平成27年5月15日付け福教大人事第395号）」は、廃止します。

記

I. 教授・准教授の採用（専任）に関して次のとおり取り扱うものとする。

1. 基礎要件

- (1) 現職の公立学校教員については、福岡県・福岡市・北九州市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）との人事交流とし、採用期間は3年を原則とする。
- (2) 本学採用時において公立学校教員を退職している者については、教育委員会の推薦を受けた者を対象とする。
- (3) 指導主事等の経験を持っている者であること。
- (4) 本学の大学教育職員と同じ勤務形態とする。

2. 資格審査項目

教授の資格については、原則として次の要件を全て満たすこと。

(1) 実務経験

- ① 教職経験（教育委員会等も含む）が20年以上あること。
- ② 指導主事・附属学校教諭等の在職年数が3年以上あること。

(2) 研究論文・研究報告

担当を予定する科目領域に関する業績が2件以上あること。

- (3) 教員向けセミナー、シンポジウム等における講演実績として、担当を予定する科目領域に関する業績が3件以上あること。

准教授の資格については、原則として次の要件を全て満たすこと。

(1) 実務経験

- ① 教職経験（教育委員会等も含む）が15年以上あること。
- ② 指導主事・附属学校教諭等の在職年数が2年以上あること。

(2) 研究論文・研究報告

担当を予定する科目領域に関する業績が1件以上あること。

(3) 教員向けセミナー，シンポジウム等における講演実績として，担当を予定する科目領域に関する業績が1件以上あること。

3. 職務・待遇等

(1) 採用後の職務としては，教職大学院における講義等の学生指導及び諸任務に就くほか，研究科教授会構成員として，大学院に関する委員会委員の任務に就くものとする。

(2) 労働条件は，「国立大学法人福岡教育大学職員就業規則」による。

II. 校長経験者ポストにおける特任教授の採用（みなし専任）に関して次のとおり取り扱うものとする。

1. 基礎要件

(1) 福岡県内において校長経験を持っている者であること。

(2) 採用年齢は60歳程度とし，最長の採用は65歳までとする。

(3) 週30時間程度の勤務とする。

2. 資格審査項目

特任教授資格については，原則として次の要件を全て満たすこと。

(1) 実務経験

① 教職経験（教育委員会等も含む）が30年以上あること。

② 校長，副校長，教頭および教育委員会における職務の在職年数を合算して5年以上あること。

③ 校長，副校長，教頭在職中に複数校を経験していること。

④ 担当を予定する科目領域に関する職をすでに離れている場合は，離職後3年以内であること。

(2) 研究論文・研究報告

担当を予定する科目領域に関する業績が1件以上あること。

(3) 教員向けセミナー，シンポジウム等における講演実績として，担当を予定する科目領域に関する業績が3件以上あること。

3. 職務・待遇等

(1) 採用後の職務としては，教職大学院における講義等の学生指導及び諸任務に就くものとする。

(2) 労働条件は，「国立大学法人福岡教育大学教職大学院特任教授就業規則」による。

III. この重要通知に定めるもののほか，必要な事項は，学長が別に定める。

(担当部署) 人事企画課 人事・給与グループ

電話 0940-35-1545

E-mail jinjlcho@fukuoka-edu.ac.jp

【資料6】

教職大学院専任教員A氏の1週間の平均的なスケジュール

| 曜日 時間 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|--------------------|-------------|----------|----------------------|-------------|---------|
| 1 限目 (8:40~10:10) | 授業【大学院】 | | 実習【大学院】 (学校訪問・指導) | | 授業【大学院】 |
| 2 限目 (10:25~11:55) | 授業【学部】 | 授業【大学院】 | | | |
| 3 限目 (12:45~14:15) | | オフィスアワー | | 専攻会議(月1回開催) | |
| 4 限目 (14:30~16:00) | | 院生課題演習指導 | 実習【大学院】 (学校訪問・指導) | 教授会(月1回開催) | |
| 5 限目 (16:15~17:45) | 学内会議(月1回開催) | 院生課題演習指導 | | | |

※空き時間は研究、事業準備、専攻内事務分掌、出張等を行っている。

○国立大学法人福岡教育大学教員選考基準に関する規程

(制定 平成 23 年 3 月 22 日)

改正 平成 27 年 2 月 27 日 平成 27 年 3 月 31 日

平成 27 年 6 月 25 日 平成 28 年 11 月 30 日

平成 31 年 3 月 28 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人福岡教育大学教員選考規程第 5 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人福岡教育大学運営規則第 26 条第 1 項第 1 号から第 5 号に規定する職員(以下、「大学教員」という。)の選考における基準を定めるものとする。

(選考基準)

第 1 条の 2 大学教員の採用、昇任又は配置換の選考は、次の該当する条項の資格を有する者について、人格、経歴、専門分野、研究業績、教育上の能力、学界及び社会における活動、学内運営活動、教育に対する意欲等を考慮して行う。

(教授の選考)

第 2 条 教授の選考は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者について行わなければならない。

- (1) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、優れた研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 5 条の 2 に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有するとともに、研究上の業績が優れていると認められる者
- (4) 実技を伴う音楽教育、美術教育、保健体育等の分野については、特殊な技能に秀でておりと認められ、研究上の業績が優れていると認められる者
- (5) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)があり、研究上の業績が優れていると認められる者
- (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められ、研究上の業績が優れていると認められる者
- (7) 教職大学院の実務家教員については、特に優れた知識及び経験を有すると認められ、教育実践上の業績が優れていると認められる者

(准教授の選考)

第 3 条 准教授の選考は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者について行わなければならない。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
 - (2) 実技を伴う音楽教育, 美術教育, 保健体育等の分野については, 優れた技能を有すると認められ, 研究上の業績を有する者
 - (3) 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴(外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。)があり, 研究上の業績を有する者
 - (4) 修士の学位又は学位規則第 5 条の 2 に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有し, 研究上の業績を有する者
 - (5) 研究所, 試験所, 調査所等に在職し, 研究上の業績を有する者
 - (6) 専攻分野について, 優れた知識及び経験を有すると認められ, 研究上の業績を有する者
 - (7) 教職大学院の実務家教員については, 優れた知識及び経験を有すると認められ, 教育実践上の業績を有する者
- (講師の選考)

第 4 条 講師の選考は, 次の各号のいずれかに該当する者について行わなければならない。

- (1) 教授又は准教授の資格に準ずる者
 - (2) その他特殊の専攻分野について, 大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められ, 研究上の業績を有する者
- (助教の選考)

第 5 条 助教の選考は, 次の各号のいずれかに該当し, かつ, 大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者について行わなければならない。

- (1) 教授又は准教授の資格に準ずる者
 - (2) 修士の学位又は学位規則第 5 条の 2 に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有し, 研究上の業績を有する者
 - (3) 専攻分野について, 知識及び経験を有すると認められ, 研究上の業績を有する者
- (助手の選考)

第 6 条 助手の選考は, 次の各号のいずれかに該当する者について行わなければならない。

- (1) 学士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者
 - (2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者
- (事務)

第 7 条 この規程に定める選考基準に関する事務は, 人事企画課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか, 必要な事項は, 教育研究評議会における審議の後, 学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に在職している大学教員については、この規程により選考されたものとみなす。
- 3 国立大学法人福岡教育大学教員選考基準(平成16年9月13日制定)は、廃止する。

附 則(平成27年2月27日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年6月25日)

この規程は、平成27年6月25日から施行する。

附 則(平成28年11月30日)

この規程は、平成28年11月30日から施行する。

附 則(平成31年3月28日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

○国立大学法人福岡教育大学教員選考基準に関する細則

(制定 平成 23 年 3 月 22 日)

改正 平成 27 年 2 月 27 日 平成 31 年 3 月 28 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、国立大学法人福岡教育大学教員選考基準に関する規程第 8 条の規定に基づき、大学教員に係る選考基準の適用及び取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(研究上の業績)

第 2 条 「研究上の業績」については、次に定めるところによる。

(1) 教授、准教授、講師及び助教の選考に係る「研究上の業績」の解釈については、各専門分野の特性を配慮して定めるものとし、教育研究評議会で承認された申合せによる。

(2) 「論文」及び「学会発表」の解釈について

イ 「論文」とは、関係学会誌又は紀要等に掲載済みのものをいう。論文数は通算する。また、著書は論文に換算する。

ロ 「学会発表」とは、関係学会において発表済みのものをいう。学会発表は通算する。

(教育上の能力)

第 3 条 教授、准教授、講師及び助教の選考に係る「教育上の能力」については、以下に示す教育上の業績をもって総合的に判断する。

(1) 大学(高等教育)における教育指導の改善への積極的貢献

イ 作成した教科書・教材、高等教育における教育実践に関する調査・実践報告、論文等

ロ 高等教育実践に関する研修(ファカルティ・ディベロップメント活動への参加、大学の授業研究会への授業公開、大学教育実践に関する研究プロジェクトへの参加)等

ハ その他高等教育実践(大学におけるクラブ活動指導、留学生指導を含む。)に関わる顕著な業績等

(2) 大学(高等教育)における教育指導の実績(センター所属の教員にあつては、当該センター業務を含む。)

イ 大学において授業を担当した年数

ロ 前年度担当授業科目名

ハ 卒業研究・修士論文を指導した学生数

ニ その他

(3) 大学(高等教育)における教育指導上の努力点

イ 特に行っている授業改善の努力点等

(4) その他

イ 大学(高等教育)における教育経験を有しない者にあつては、詳細なシラバスや担当予定の授業科目の展開構想等

ロ 大学(高等教育)以外における教育活動等

(学界及び社会における活動)

第4条 教授、准教授、講師及び助教の選考に係る「学界及び社会における活動」については、以下に例示する活動実績等をもって総合的に考慮する。

(1) 所属学会

(2) 学会・学術団体等役員

(3) 学外審議会・委員会等の役職・委員

(4) 教育委員会・諸学校等との連携(附属学校園を含む)

イ 研究会・講演会等の講師、審査員等

ロ 授業等の指導助言

ハ 教育相談・カウンセリング・コンサルテーション・コーディネーション等

ニ 出前授業

(5) 公開講座・認定講習・大学開放事業

イ 事業の企画

ロ 講師

(6) 生涯学習及び地域社会等への貢献

イ 地域の研究団体・サークル・教室等の講師、指導助言、審査員等

(7) 受託研究の受入

(8) 国際貢献

イ 国際交流活動

ロ 共同研究・事業参画等

ハ その他の国際貢献活動

(学内運営活動)

第5条 教授、准教授及び講師の選考に係る「学内運営活動」(採用の場合は、前組織における運営活動実績)については、以下に例示する活動実績等をもって総合的に考慮する。

(1) 管理・運営

イ 役職

ロ 委員会等での役割、担当

ハ 健康管理担当者等

ニ センター長・ユニットの各代表者・専攻主任等

ホ ユニット等内各種業務担当者

(2) 外部資金等

- イ GP 等競争的外部資金申請代表者
- ロ GP 等採択事業推進代表者

(教育に対する意欲)

第 6 条 教授、准教授、講師及び助教の選考に係る「教育に対する意欲」については、以下に例示する抱負書の記載内容をもって総合的に考慮する。

- イ 授業に関する事項
- ロ 卒業研究等の指導に関する事項
- ハ その他人間形成の支援に関する事項

(雑則)

第 7 条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、教育研究評議会における審議の後、学長が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 廃止前の福岡教育大学教員選考基準内規により制定されていた各部会の申合せ並びに廃止前の国立大学法人福岡教育大学教員選考基準内規により制定されていた申合せを、当分の間、第 2 条第 1 号の規定により制定された申合せとみなして適用する。
- 3 廃止前の福岡教育大学教員選考基準内規により制定されていた各部会の申合せのうち、「助教授」は「准教授」に、「助手」は「助教」にそれぞれ読み替え、前項に準じて適用するものとする。
- 4 国立大学法人福岡教育大学教員選考基準内規(平成 16 年 9 月 13 日制定)は、廃止する。

附 則(平成 27 年 2 月 27 日)

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 28 日)

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

研究上の業績の解釈に関する教職実践講座申合せ

制 定 平成 22 年 7 月 16 日

福岡教育大学教員選考基準内規第 1 項に係る「研究上の業績」の解釈について、
教職実践講座は以下のとおり申し合わせる。

- 1 教授にあつては、著書・論文 20 篇以上で、かつ最近 5 年以内の業績を有することを原則とする。
- 2 准教授にあつては、著書・論文 10 篇以上で、かつ最近 5 年以内の業績を有することを原則とする。

附 則

この申合せは、平成 22 年 7 月 16 日から施行する。

○国立大学法人福岡教育大学職員就業規則

(制定 平成16年4月1日)

| | | |
|----|-------------|-------------|
| 改正 | 平成17年4月1日 | 平成18年3月23日 |
| | 平成19年3月9日 | 平成20年3月6日 |
| | 平成22年2月17日 | 平成23年3月22日 |
| | 平成23年11月22日 | 平成25年6月27日 |
| | 平成26年3月27日 | 平成26年11月27日 |
| | 平成27年3月26日 | 平成27年9月30日 |
| | 平成28年2月29日 | 平成29年3月29日 |
| | 令和元年8月30日 | 令和2年2月27日 |

第1章 総則

(目的)

第1条 国立大学法人福岡教育大学職員就業規則(以下「この規則」という。)は、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第89条の規定により、国立大学法人福岡教育大学(以下「本法人」という。)に勤務する職員の就業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義と適用範囲)

第2条 この規則において職員とは、次の各号に掲げる者を除き、この規則に定める採用に関する手続を経て採用され、常時勤務する期間の定めのない雇用による教育職員、事務職員、技術職員、技能職員及び労務職員をいう。

- (1) この規則において定める再雇用に関する手続を経て採用された者
 - (2) 本法人が雇用の期間を定めて雇用する常時勤務を要しない者
 - (3) その他本法人が必要と認める者
- 2 職員の職種及び職務については、国立大学法人福岡教育大学職員採用・退職等に関する規程(以下「採用・退職等に関する規程」という。)による。
- 3 第1項各号に掲げる者の就業に関する事項については、学長が別に定める。

(法令との関係)

第3条 この規則に定めのない事項又はこの規則と異なる定めのある事項については、労基法その他の関係法令及び諸規程の定めるところによる。

(規則遂行の義務)

第4条 本法人及び職員は、ともにこの規則を守り、ともに協力して業務の運営にあたらなければならない。

第2章 採用・退職等

第1節 採用等

(任命権者)

第5条 職員の採用、昇任、降任、配置換、出向、休職、復職、退職、兼務、解雇及び懲戒は、学長がこれを行う。

(採用)

第6条 職員の採用は競争試験又は選考による。選考方法・手続その他の必要な事項は、別に定める採用・退職等に関する規程による。

(労働条件の明示)

第7条 職員の採用に際しては、次の事項を記載した文書を交付する。

- (1) 給与に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (3) 労働契約の期間に関する事項

(4) 始業及び終業の時刻，所定労働時間を超える労働の有無，休憩時間，休日並びに休暇に関する事項

(5) 退職に関する事項

(提出書類)

第8条 職員に採用された者は，次の各号に掲げる書類を本法人に提出しなければならない。ただし，本法人以外の国立大学法人，国，地方公共団体又はこれに準ずる機関(本法人が認めたものに限る。)の職員から人事交流により引き続き本法人の職員となった者については，このうち本法人が不要と認める書類の提出を要しないものとする。

(1) 誓約書(本法人所定の様式)

(2) 履歴書

(3) 必要により卒業証明書，修了証明書及び学位・資格に関する証明書

(4) その他本法人が必要と認める書類

2 前項の提出書類の記載事項のうち，氏名・現住所に異動があったときは，その都度速やかに，本法人に届け出なければならない。

(試用期間)

第9条 職員として採用された者には，採用の日から6月(附属学校の教育職員については，別に定める期間)の試用期間を設ける。ただし，本法人が必要と認めたときは，試用期間を短縮し，又は設けないことがある。

2 試用期間中又は試用期間満了時に，本法人の正規の職員とするに不相当と認める場合は，解雇することがある。

3 試用期間は勤続年数に通算する。

(再雇用)

第10条 定年により退職した者(本法人の職員から本法人以外の九州地区の国立大学法人等の幹部職員(課長級職員)に登用された者(平成16年3月31日以前に，福岡教育大学の職員から福岡教育大学以外の国立大学等の課長等に登用された者を含む。))で，他の国立大学法人等を定年により退職した者を含む。)が希望する場合には，1年を超えない範囲内で任期を定め，再雇用するものとする。ただし，解雇事由に該当する者については，この限りでない。

2 前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は，1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし，その者の年齢が65歳に達した日以後における最初の3月31日を超えて更新しない。

3 前2項のほか，再雇用後の職務，労働条件その他必要な事項については，別に定める国立大学法人福岡教育大学再雇用職員就業規則及び国立大学法人福岡教育大学再雇用教員就業規則による。

第2節 昇任

(昇任)

第11条 職員の昇任は，選考による。

第3節 降任

(降任)

第12条 職員は，次の各号の一に該当する場合には，降任されることがある。

(1) 勤務実績がよくない場合

(2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり，又はこれに堪えない場合

(3) この規則第42条による懲戒処分を受け、第43条第4号に該当することとなった場合

(4) その他必要な適格性を欠く場合

(5) 経営上又は業務上やむをえない事由による場合

2 職員の降任の際の手續等については、別に定める採用・退職等に関する規程による。

第4節 配置換等

(配置換・兼務)

第13条 職員は業務上の都合により配置換又は兼務を命ぜられることがある。

2 前項に規定する異動を命ぜられた職員は、正当な理由がない限りこれを拒むことができない。

(出向)

第14条 職員は業務上の都合により在籍又は転籍による出向を命ぜられることがある。

2 職員の出向についての手續きその他の必要な事項は、別に定める国立大学法人福岡教育大学職員出向規程による。

第5節 休職・復職

(休職)

第15条 職員が次の各号の一に該当するときは、休職とする。

(1) 心身の故障のため、病気休暇が引き続き90日(結核性疾患の場合は1年)を超える場合

(2) 刑事事件に関し起訴された場合

(3) 学校、研究所、病院その他本法人が指定する公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導に従事し、又は本法人が指定する国際事情の調査等の業務に従事する場合

(4) 科学技術に関する国及び行政執行法人と共同して行われる研究又は国若しくは行政執行法人の委託を受けて行われる研究に係る業務であって、その職員の職務に関連があると認められるものに、前号に掲げる施設又は本法人が当該研究に関し指定する施設において従事する場合

(5) 研究成果活用企業の役員(監査役を除く。)、顧問又は評議員(以下「役員等」という。)の職を兼ねる場合において、主として当該役員等の職務に従事する必要があり、本法人の職務に従事することができない場合

(6) 我が国が加盟している国際機関、外国政府の機関等からの要請に基づき本法人から派遣される場合

(7) 人事交流協定に基づき在籍出向する場合

(8) 水難その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合

(9) その他特別の事由により休職とすることが適当であると認められる場合

2 試用期間中の職員については、前項の規定は適用しない。

3 職員の休職の期間、手續等については、別に定める国立大学法人福岡教育大学職員休職規程(以下「休職規程」という。)による。

(休職中の身分)

第16条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

(休職者の給与)